

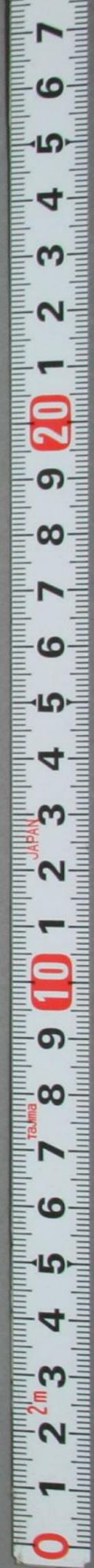


杉草

十四

乾

73
6478
1



73
6478
1-2

仁
2925
1-2

73
6478
卷

抄
目録

氏家礼法三部

氏家礼法 小笠原信坊

信長礼 尚世人

人品格

公方稱 御卷

名教 沙羅

女房 出影造

家来 御本

人御

押

押山家藏

諸礼 云礼人

故實

殿 振

奥 振

法系 出袋

月代 額隅

女位張

姓名之類

姓氏之類

氏

公外姓

尸 姓有元氏

假名

實名

字 重名

左是業

百官名

東百夏 左是業

右是業

何月何花純

小左第又第 何夏

助是

淨諱

改名之類

家老 用人

奉者

馬廻

代官 同職

中間

小者

古事 孫法作之堂

足輕

友位之類 治世付武家

公家 宗

宰相

實攝侍從

華人重朝負 正并少輔

正何位

衣服之類

納重鳥帽子 打鳥帽子緒

小緒

長緒

正位之類 正位

正位

正意

指衣 布衣

大紋

肉打鳥帽子

布衣 上下

半袴

長袴

衣附布 其布

結布

十位

羽織

少袖

腰平目

袴平目

荒色衣

帷

在衣留付衣

裾下子打解

足袋

合羽

家紋

時枝

紙衣

白衣

股引

柳手

下穿

巾着具

巾着枝

巾着

刀紐之類

短刀

少刀

刀

太刀

鞘掛

拵

拵

天竺陰高陽高

東院十言

障子

懸掛

酒合

杖敷

一盃二盃 後庄

盃二重

伏盃

三方

泔子柄包

泔子行包

盃子

古盤

平皿重四牌子

七文平皿

飯之湯

表裏平

合身法

美身貴靴

石具

道具

御厨子黒板

白布角赤

杖架

扇

鼻紙

白紙巾

手物

燈籠之類 提灯 手灯

進物之類

色物伸蛇添

楷音

原内証音

云入証物

角橙及每系 今字打帛

古力馬代

日海証云

書札之部

書札檢本

判

手紙

証便之部

祝

名腹

袴是

証便

結納

婚札之目候

重經重系

年賀

巾帯祝

少事之部

腰巻

袴

院号

袴子

雜事之部

信

秘事

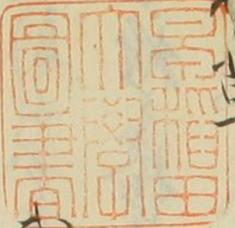
秘事

問事書函

御成

信云

秋草



武家礼法部

信哲年流与史述



大正四年寄
内田銀藏氏贈

一それ礼天子より定規かされて天子より命を授けし市の和
 位をそれさう志先んが為法也此より末世より
 て天子はみづから礼をさしあひのひさしきくま
 平に因りて世々の上をさるるりしるふまは
 長む事く天子を祀せし源頼朝の年家と追討て
 天子の教を法先く印あたる者よあつて信の礼を
 かかひしめりしる入るるりしる軒係し志をさし

と云ふ日本國の地進押使と云々御事文ていふに
日本を治まひしに云々御事文と云ふに
初て云々御事文と云ふに云々の御事文と云々
の元も御事文と云ふに云々の御事文と云々
家の元も御事文と云ふに云々の御事文と云々
鎌倉の代り云々の御事文と云ふに云々の御事文と云々
二代將軍も御事文と云ふに云々の御事文と云々
のいふに云々の御事文と云ふに云々の御事文と云々
也御事文と云ふに云々の御事文と云々
方と稱して云々の御事文と云ふに云々の御事文と云々

武家と云ふに云々の御事文と云ふに云々の御事文と云々
御事文と云ふに云々の御事文と云ふに云々の御事文と云々
十一位と云ふに云々の御事文と云ふに云々の御事文と云々
中次書方御事文と云ふに云々の御事文と云ふに云々の御事文と云々
六位と云ふに云々の御事文と云ふに云々の御事文と云々
と云ふに云々の御事文と云ふに云々の御事文と云々
拾二と云ふに云々の御事文と云ふに云々の御事文と云々
かく云々の御事文と云ふに云々の御事文と云々
兵部卿長考、御事文と云ふに云々の御事文と云々
と云ふに云々の御事文と云ふに云々の御事文と云々

書をくみ終りてそのむしきもの甚多し一委しきもの

予々先年一著しありし一議一統辨しきもの記

せし書もよあしき由をいふに礼書に徳仁

の礼に付さひ失りたる照愚草一は伊勢古事記

也天文正徳略し人法名を思云く殿中礼臣等諸人官のより句論

若しこの御法交際有し於以定法別ハ

康苑院殿柳の御代より條教定法統為御殿中

兵の武目徳仁の礼に給ふこと此後たゞ汲古書

に記し文仍も同書よ御書にもあり今定法

一書に由りて云く汲古の汲古職信書伊勢古事記本定宗朝尾平汲古亦法名を思ふに伊勢古事記

文子も將軍の御代に信

汲礼書七ひふせし

るの是もあつし水書宗家から馬の家を宗家

將軍の御代に信

け家と宗とて法士といふ事也水書宗家の御代

節朝元とて年始ふは伏朝日十五日とておはす家

家と有し御殿中の法のみをさかす事也

依りて書中の元家のことありは冠書に礼の記あり

よありは純もと世書と書流と稱して元家の三振

宗の下教ありは是の彼家の私家内なりん世に伊

勢流といふ家の事也予々先年一著し伊勢古事記

何政職所新なりと受け給うし六日お仕
教中の他法を法にのこさるる同氏にのこさるるて衆
礼として左將軍に例をくちしにのこれ一也
是よりして教中左邊の三振布のれしより予の
家子傳りて馬にれはるる何替もりはるる
しよりとあるも予の家のて教年の家
冊教の古例とい祖述するなり

上々世法礼と号して人々教ふ者あり古代諸礼と云
各目ある一は法礼と云ふものとんふは古き原流と
名のして武家礼儀の之より海に冠服と云ふ礼と下

概し細事よりして遠近法を分てて外友職らとを在實
は家来衣文の付紙款連分今席の他法或紙經用し
書紙端類の他法若し中紙筆及し右實軍礼軍法
筆の端危丁方款三款七の系し信託書院飾は法と外
料と云ふものもとを人して教ふは法礼と云
ふ一は物の中それのありある物こそそのなり
いふありあはれは毒きものなりはれ何のあり
こころのありあはれはすしとていふは
奥義よりかきしはるる荒の物と云ふなりは
こころ法をわが荒かみちしてとて是を

教へ何の處も人よりいふは只その言に及ぶたを先て
見ると申すは其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
て上は其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
今其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
けずたは其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
と其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
物と其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
一 其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ

一 賤しき者其人よりいふは其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
是造りて其人よりいふは其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ

るき人其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
位を其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
一 其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
天の大法よそれのたを先て申すは其言に及ぶ
其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
一 大なる其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ
其言に及ぶたを先て申すは其言に及ぶ

老職を勤むも信長也市旗布元二三百を
取する事元々しむる方の市旗布元
ひも馬こる士也信長の物まはる家が多
記がきくく物よはる也彼らの
人とする久々や市旗布元と信長也
いふは人の信長もあつた
我こそ人よあつた
二方の市旗布元と市旗布元と
無れをとりつる方の市旗布元と
なつと世の利権をまき
在留者をまきひる者をまき
なつと世の利権をまき
在留者をまきひる者をまき

しつと種のは
武士の格或を
多きをひる人
この風俗を
一 世或は礼
多きをひる人
た向馬鹿
この多
七章
一 在実とら
池ノ魯ノ世

あり文選卷四の注に在實ハ先王ノ徳ありて
あり是レ其ノ徳ノありて實を元ノ法と云々
と云々たる温故而知新と論語より見えて
武家ノ礼法も亦この徳を以て
その徳を以て實を以て徳と云々

人亦稱呼ノ事

一 云々云々号ハ俗流ノ是利將軍等成云々
代軍由云々云々号ハ初年
と云ハ誤也軍由云々号ハ
執行日記抄曰貞和六年七月廿六日濃勢御敵
責東ノ近江堺山中宿營之間洛中騷動時

十月六日去夜周清房舎第右衛門藏人自公
方被討了此文参考
太平記引以公方中ノ事由云々
論云を指て之を云々記卷十塩飽入道
自害ノ事云
私
脊養ニテ公方ノ御恩ヲ蒙テ子ハ云々同ホ五京勢
重而
南方後
向至云々公方ノ催促ヲ不相待我先ニト天王寺
ハ向ケル云々同卷三十五北野通
夜物語昔砥左衛門が
と書タル條ニ我身ノ為ニ聊十ニ事ヲ七セ久
テ公方ノ事ニ千金万玉ヲ七惜マス云是等
公方ト云ふハ皆御由云々也
その語と云ふと云ハハ世に御ノ事あり
意也將軍の事と云ハハ云々云々云々

湯治子の事と若名極とらふかうれえうれふ
帰して大名よりの子をきき若名とせ

一人の妻を湯治意中とらふ中湯治意の中は
おのづからてらふ一人の事えらふ
意をいしかなる極とせれども古き事との
称え及たせ

一人の妻を湯治意中とらふ古くは
の稱やう

一 賤き者の妻を人々稱してか極とらふ
古くは遠くより古き事人々を稱して
上よりいひては古き事人々の事書しけり

茶一條殿 抄改 中見心六年正月十日の條は湯成 湯治意

せられしと案じていふ又捲川殿中見心 湯治意

同上柳 湯治意 湯成 湯治意 湯成 湯治意

御成方池 湯治意 湯成 湯治意 湯成 湯治意

一人の妻を中見心とらふ古き事よかき

佐よき事の中見心とらふ中見心とらひ
左を中見心とらふ中見心とらひ
中見心とらひ中見心とらひ
中見心とらひ中見心とらひ

其の品位。中書省の官に任ぜられては居たが、
流刑の罪を犯しては居たが、
子也。流刑の罪に免れては居たが、
房。この房を流刑の罪に免れては居たが、
男房。この男房を流刑の罪に免れては居たが、
又。この又を流刑の罪に免れては居たが、
おひまた。このおひまたを流刑の罪に免れては居たが、
おを。このおをを流刑の罪に免れては居たが、
よ。このよを流刑の罪に免れては居たが、
女房。この女房を流刑の罪に免れては居たが、

あ。このあを流刑の罪に免れては居たが、
る。このるを流刑の罪に免れては居たが、
の。こののを流刑の罪に免れては居たが、
あ。このあを流刑の罪に免れては居たが、
あ。このあを流刑の罪に免れては居たが、

一人の書の内容を流刑の罪に免れては居たが、
院。この院を流刑の罪に免れては居たが、
必。この必を流刑の罪に免れては居たが、
送。この送を流刑の罪に免れては居たが、
と。このとを流刑の罪に免れては居たが、

たり

一人世大名の家僕その主人の妻のものと清原頼と云

若き家僕よりきつてその妻も我妻と云ふと清原と

いひ一也義経也伊賀守義経伊賀守年年年とある

すのち也。いせんしや母おやうのむと云ふ

と云ふのよしして孫さめぬと云ふ

又同去大津次席大津次席廿二日

いませしとてそむぬくさふ大津次席廿二日

と云ふはわらわらぬと云ふはわらわらぬと云ふ

と云ふはわらわらぬと云ふはわらわらぬと云ふ

やと云ふいふい
おし御間
清原頼と云ふはわらわらぬと云ふ

一人の母をおやうと云ふの后を名目母の母をな

るえおやうと云ふの母を人をはなれぬと云ふ

侍のし、胎中よその子に産まぬ所代家の中よ有と

くまて侍れえめきたきりよと云ふと云ふ侍也

是又そのと云ふ一もい侍す言ふ久しと云ふ昔

大母おやうと云ふの略はなを云ふと云ふ

略しておやうと云ふと云ふ略しておやうと云ふ
たふと云ふ一薩摩國と云ふの故に清原頼と云ふ

とて送るにふりあつたものむすむすのむすむすの
せふをたてしるき書札をく小児の母のむすむす
よそそむいものむすむすのむすむすのむすむすの
迎へてしるむすむすのむすむすのむすむすの

一 家礼をむすむすのむすむすのむすむすのむすむすの
家礼とむすむすのむすむすのむすむすのむすむすの
よそそむいものむすむすのむすむすのむすむすの
かむすむすのむすむすのむすむすのむすむすの
よそそむいものむすむすのむすむすのむすむすの
よそそむいものむすむすのむすむすのむすむすの
よそそむいものむすむすのむすむすのむすむすの

高祖五日一夕に朝太公が家人父子ノ禮太公家人令
説太公曰天無二日王無二王今高祖雖子人主也太公
雖父人臣也奈何令人主拜人臣云此文史記高祖本紀
家礼ノ花を金性よ家礼といふの父をくむすむすの也
他人をれとよむすむすの礼をくむすむすのむすむすの
家礼といひむすむすのむすむすの二字史記よ家人父子
に礼を文とくむすむすの他人をれとよむすむすの礼
といふをむすむすのむすむすのむすむすのむすむすの
の標ふとむすむすの朝庭のむすむすのむすむすのむすむすの
むすむすのむすむすのむすむすのむすむすのむすむすの

其のくらしの人々を擧ぐるに其れを稱せしむ
也也。其のくらしの人の供も同しあるを
擧ぐるの供も其れ武家の礼と云ふは右の
車繼巻之十四仁治二年十月
廿七日の地當將軍御時関東射
手似續可被圖之由有其沙汰今日以評定之次
先其人数北條隆興掃部助若狭前司佐渡
前司秋田城介為、意見者被用捨之自意都
就被仰下為被進覽也而前武列ノ祇候人依
為違者被召出之輩可被加否及再往ノ沙汰是前
武不可然之旨有御色代之故也雖致不彼家禮

為本御家人也又勤公役之上為境能之族依何障可
被除哉之由遂治定ス、此れ也、將軍家の家
人あり北條家の身もて祇候んとす、其れを
此れといひ、其れを、右のくらしの供と云
れといふ、其れを、今世の供のものを
其れといふ、其れを、其れも其れ乃
くらしの供のものを、其れを、其れを、
其れを、

一 將軍を仰不稱、同依父のものを大寺行と稱する
る者、是利將軍の如代とのものあり

今川伊孫入るる後文世の難平紀子名氏御政守
入る殿とす其序より大所所錦と小所後ハ酒を
好也云々名氏の子なる也そ成るし 義詮云也
義詮云を所行と云々なる氏を大御所と云也
錦小所後ハ
由也

人新部

一月代刺あり古ハを御九ノサキ月代とあり
皆惣整ふと原の上百金の色とそ整を法する
え結の緒とゆへ平き組緒をひく下より上へ
刀の柄巻とあり其上より上より下より下へ

留老と也水油と整をす
きゆとありいたん
をこれ毛を分け也整の先をすす
笑のこゝれと云々人よりて氣れのかせて
若一其病の事金額の上の色をいれ
なす利とてとよ類の色をいれ
臨一也也
いきをわく為り利あり
るのトヤト音お通するなり
利をいふ形舟のや白きなり

書るべきを今八月代と云ふ又軍よめて由月をかか
 せし年のりせし若し其人はさういふをこそあ也
 人毎のりせしあしをけ付し額の色をきぬし
 刺も也古画の結構を錢の結よは地す中氏朝の
 切振し柳を思ふよは地すの既月代さうもは地
 額色を物してな利をさうもは地すの既月代さうもは地
 古画をさうもは地すの既月代さうもは地
 若しんあし多しをさうもは地すの既月代さうもは地
 記云安元二年七月八日建春門院岩屋卿の記云自件
 ノ幕中時忠卿出首其醫賢正正月代大ニ見
若而色殊ニ積ス示左大臣以

下略此文三年山
 下云下略此文三年山又無記法師推京京さうもは地すの既月代
 のあし入るあし又酒師法師のさうもは地すの既月代
 中さうもは地すの既月代のさうもは地すの既月代
 あり月代さうもは地すの既月代のさうもは地すの既月代
大塔又若し地すの既月代のさうもは地すの既月代
 ありやさうもは地すの既月代のさうもは地すの既月代
 といふ山伏さうもは地すの既月代のさうもは地すの既月代
 云々これさうもは地すの既月代のさうもは地すの既月代
 院の即代さうもは地すの既月代のさうもは地すの既月代
 天りさうもは地すの既月代のさうもは地すの既月代

運上の氣を著し人々又其令致し時人よして
そあるの事あり也と世のしく天子の詔人を御
申さるる月代をあるふるしく永承天正の辰
より天下戦國となり大乱也世より連年今戰亦
濟らざる兵士も多し由りて首の擧げも多し
若しして月代をさるる額毛を所すもさるる
てさるる月代もさるるしくいりて世の亂
海のさるるの事あり也右ありして六七
十年とさるる終て慶長二七年に於ては
右の事ありとされし事ありと云ふ事あり

久安をさるる事ありと月代をさるるの事あり世の
亂俗とさるる事あり古の事ありとさるる事あり
事あり也されし元禄を永くは近き事あり申す古
向をさるる月代をさるる事ありと云ふ事あり
と老人の語りてを字傳へ多し今ハ大名の者終
より多しあり御旗本も元禄をさるる事あり古ハ月代
をさるる事あり人より終りて多しと云ふ事あり月代を
さるる事ありと云ふ事あり是時世の事ありと云ふ事あり
時ありて垂法ありと云ふ事あり元禄の事あり古ハ月代を
さるる事ありと云ふ事あり

一額は隅を人引く見糸好むを和の指を待つ小むし、
けしきとして髪をぬく物と云て額上を少極し小信
長云髪を後へ置く所の痛むるを愁へ刺力と
用ひ結ひし也云と梅もよ共説信かしくけしき
とて髪をぬく具又額の髪を後へ置く所を云え
と云ふ也和之抄に結ぶ所を云えぬれども漢語抄を
引て波奈介沿岐俗云討沿岐とあれハ鼻毛をぬく
小用ひ也予々左巻の物語を字傳へハ寛永西傳
ハ以天下を以る法をなれども神田を云ふる
遠くの所の物女の條に髪をぬく血氣の勇を好む

腕をさし髪を以て切ると一人を悩ますと云
と云ふ所ハ斬る方ハ不徒髪を抜む何組と各
付て江戸中小横切りといふもの多しのみをわらわを
各付て男をさしつゝその者も御おを失風よし
髪をぬく人ハ怖れんるをぬきよしと髪をぬ
く人せんぬきよしと髪をぬきよしと髪をぬ
ぬきよしと髪をぬきよしと髪をぬきよしと
よしと云ふも髪をぬきよしと髪をぬきよしと
髪をぬきよしと髪をぬきよしと髪をぬきよしと
髪をぬきよしと髪をぬきよしと髪をぬきよしと
髪をぬきよしと髪をぬきよしと髪をぬきよしと

血氣の鬘をうしや類の毛ぬきをあてざるハ男小あし
清くきて男之のゆ絲をして類の毛をぬくよ下
類をふるあし...その類せよ磨くたるもて
後ハその肉上さへも...のりて磨きのよき人
類の隅を入るものよ...と云

一 女の伎藝...日記紀...
朔戌戌也賜沙門觀成絶十五匹綿三匹布五十端
美其所造鈿粉と云...
今あし...の親世...
持統天皇よ敏也...
教子あしひけ...

姫...眉を...
天皇八年秋九月記...
之録首向津国...
新羅国を...
眉引ハ...
皇...
の...
の方...
可聞...
多...
和名抄容飾ノ具...
經粉

天皇八年秋九月記...
之録首向津国...
新羅国を...
眉引ハ...
皇...
の...
の方...
可聞...
多...
和名抄容飾ノ具...
經粉

和名関近口粉和名之路岐毛能。白粉俗云波布迄。代
黒和名方由須美。黒止苗俗云波久路女。澤阿布
良和太等。人えそ。和名粉。源。竹。他。以。村。上
天皇。所。人。也。その。以。毎。小。切。ろ。を。う。け。眉。を
似。し。苗。を。く。ら。え。綿。を。油。し。産。く。一。を。く。髪。小
竹。所。の。ち。と。也。あ。り。し。る。も。も。た。る。

姓名ノ部

一姓も氏も二字と云ふ。小。は。も。の。姓。と。氏。と。の。差
別あり。續日本紀卷十二。聖武天皇。十一年。十月丙戌の
記文。賜姓官氏と云ふ。見あり。史記の宗。源。も。

端姓官氏と云ふ。あり。和。漢。も。小。姓。と。氏。と。の。差
あり。あり。

一姓ハ日本紀人武天皇十三年十月己卯朔ノ詔ニ曰
更改諸氏之族姓作八色之姓以混天下。方ノ姓一曰真
人二曰朝臣三曰宿祢四曰忌寸五曰道師六曰臣七曰
連八曰稻置云々。混天下。方ノ姓ハ天ノ方ノ姓を約
てハ色ノ姓トシ。一海トカ。小。志。あり。あり。也。又
此ノ改。姓。ハ。その。姓。の。早。と。分。け。た。付。心。義。ト。姓
者。所以。統。繫。百。代。使。不。別。也。と。あり。其。意。ハ。姓。と。子
之。め。ハ。子。ノ。姓。ト。す。百。代。ト。カ。あ。り。あり。返。を。統。ハ。繫。キ。

て別の家筋なるものなりふもあはる也と云ふ
姓の字日本姓に訓古代よりカハ子と云ふ伊弉
ウナといふ傳々鷹代の因史子孫誰某胡臣ノ姓
或端誰某真人ノ姓と云ふと云ふ源氏を稱
し其を姓と云ふ誤なり

一 氏源平右衛門督兼左京法皇大江之右衛門中臣
齊部ト部女を以て其後日本紀を以て光朝
王と云ふ御子ト云ふ阿部羽良宿奈麻呂言
中是阿氏ノ正宗與宿奈麻呂無異ト云々後日本
紀を以て和久子ト云ふ末御良枝ノ宿禰信氏之枝別

也云々文徳實錄卷三仁壽元年九月丁亥海島親子内
親王薨ス親王者仁明天皇之女母ハ藤原氏云々同卷
十天年二年閏二月丙子是日召會諸司別所^{中皇}
子源、每有時有於殿上落髮入道ス此夜有灌頂之
事^{二人者皇太子之得姓者也每有母ハ}云々右阿倍安倍藤原多
治清原ヲ氏ト記セリ^{得姓者トハ源氏トシテ}左傳正義ト氏
者所以別子孫之所出ト云フケ意ハ氏ト云フ物ト子孫
のちの所を以てふる為也ト云フ也斯出を別ケテハ
ト云ハ源氏ハ清和天皇ト云フも平氏ハ桓武天皇ト
云フも子孫也けハ云フの生國の地名を以て氏也

此の如く或は何れに功字の如くありてその
子を以て氏を稱する事も有りしに於て皆其氏
の用ゝ如く所也其如く所を別し以て其の爲小
氏を名ふ也 藤氏ノ長者源氏ノ長者と云ふ所のハありて左姓ノ
長者源姓ノ長者と云ハるハ源氏ホハ氏也
右云第ハ姓氏ニ云義也右ノ外小日本紀以下國史小端左
京朝臣、姓或端、法京真人、と云ふ事ありて左京法
京氏之朝臣真人ハ姓ナリ、氏ト姓トを連稱して
時ニ云を以て、左京朝臣姓也、と云ふ國史の文
例也、實ハ藤京氏ト朝臣姓トを以て子孫を
約て右の如く小いひも有也 國史ノ中ハ氏ト姓トを以て姓ト
書多ク有テ、是ハ、
例ノ遺

國史の傳を又ハ伊豆傳を又氏の号し、既するハあり、姓の号、
是も亦ありしことあり、是等ハ皆正名ナリ、其ノ如クハ、
例ノ遺

一 前子記、多分ハ色々姓の介ト王公首、造直、縣主、村主、
人、伊美吉、史勝、部、伊右、阿祇、奉君、倉人、等、姓ト拾芥
抄姓多録抄ト云えり、又姓なき氏ト右ト同也、云へん
多

一 中古學事の書ト尸ト云ふ所あり、尸字カハ子ト云ふ
即真人朝臣宿祢多々也、右伐し書、其姓字を
カハ子ト云ふ、朝臣真人宿祢、云々、姓ト云ふ、中古
以來、源平友摺、ト云ふを以て、姓ト云ふ所、別ト尸の字

を用ひカハ子と云て類に其人と云のりともては
後たより上古の書ハ尸の字用多ふりて是なり
尸字ハ志のりハ縁と讀て死人の骸のり也生てあ
人の姓ハ尸の字を用ひるハ由拾芥抄也拾芥抄
子ハ姓のりを尸と死ハ氏の名を姓と記ハ多中吉抄の
書皆此ハ死邊ハ記キ

一真人の姓ハ何しの氏朝臣の姓ハ何しの氏也上古
より定りあり其定ハ拾芥抄姓名抄ハ記を合て
記せり甚多きを今略之

一仮名と子をも今世苗氏と云ふ是昔よりあり義經
記和朝義經 田田の筆 一のたふ人ハ仮名実名を覺て是れ

と云云云仮名と云ふはあやゆり也家名も屋名も今
昔物語巻八ハ今ハ昔上総多平維時朝臣と云ハ
貞實の傳りて維時の子とてかくれる也その
郎宮ハ家名と云ハ是字ハ大紀と云者あり云云左傳
正義十ハハ姓家とあれハ家名と云をよしとすハ
天下武士源氏も平氏もいづくもあまて多源氏
平氏とのりてはるのりてはるはるハ是々の家名
つかれざる家名とのりて地名或は領所の地名
を氏と云ふ源氏とのりてはるの家名を分る也
されたるこれを家名といふやと云はるはるハ是乃

苗たる多あり苗氏とも云はるるは漢字を撰つての氏
の上又氏を重く多あり也被地名ハ即氏とも云也
苗氏を名するもハ那也名字を重く多あり也或も名もハ
字も重く多あり苗氏とも云はるるは漢字を撰つての氏

一 實名として名の中也古代を名として後よ名
乗として実名として也後代何左郎何次郎或等
何重何兵衛等と云を名としてハ智多あり名
乗の多を實名としてハ多あり也

一 字の多支那より人毎小名なり字としてハ付也
一人を重く名の中も多あり敬とて字をよぶ
也字ハ人にも多ありハよむとてハ常名也日本

よむハ人小必字付るハ稀稀ハ字付るハ

一 也日本紀卷二孝徳天皇御位日大伴重徳字ハ連

云々又續日本紀卷廿一廢帝ノ天平宝字二年八月甲子

以此紫微内相藤原朝臣仲磨任大伴敕日中自今以後

宣姓中加惠美二字禁暴勝強止戈静乱故名曰押

勝朕舅之中汝卿良尚故字稱尚舅ト云云々云々古也

足ハ銀也るき字也ハ外字付る人文屋康秀カ字又琳平

好忠カ字曾母ノ類た多ハ也字ハ常ハ五よむハカ

名の多るれも何重何左郎とハ皮名有れ文字
と重くハ今昔物語字ハ大紀と云ふハ字

一 武士の風俗と云うては、友名を、こゝろにせ
 よとのふるふらう、後には農民、高人、釋、多乞、金小
 之、何、無、束、何、た、何、重、し、と、云、く、も、也、事、如、く
 解、れ、き、も、法、世、よ、う、し、て、と、も、介、既、助、も、の、字、を、ハ、弾
 正、し、は、う、是、も、の、中、小、經、友、助、内、能、助、う、と、云、ふ、今、も、は、
 解、ぬ、か、り、く、

一 百友名として、中務、或、は、治、戸、氏、刑、部、大、尾、掃、部、藏、
 於、水、外、記、内、記、大、學、藏、人、と、も、の、名、を、付、し、七、た、よ、し
 め、く、友、名、を、ぬ、き、も、と、も、あ、く、し、世、傳、よ、う、れ、の、名、を、ハ、
 五、友、名、と、い、い、何、なる、何、なる、何、なる、何、なる、た、た百、友、名、と、い、
 ぬ、

あ、成、と、云、は、あ、か、ん、の、事、也、

一 東、正、友、と、い、ふ、は、多、事、伊、織、清、も、ハ、法、西、安、人、東、正、右、孫、左、孫、
 求、馬、藏、も、之、の、左、つ、る、も、の、名、は、外、に、多、し、是、も、ハ、お、る、將、門、
 平、初、五、と、自、稱、し、て、ハ、延、岡、子、部、を、建、て、一、百、友、名、を、建、て、
 此、の、友、名、と、い、ふ、も、は、依、親、の、名、也、用、へ、の、事、古、く、一、百、
 之、將、門、と、逆、札、者、天、慶、二、年、十、月、初、日、に、相、高、ス、ト、云、く、鎮、東、
 ハ、ク、固、ク、集、メ、名、鑑、任、國、司、ト、惣、ラ、行、除、目、大、臣、以、下、文、武、百、官、
 皆、以、テ、點、定、ス、但、所、關、者、曆、博、士、討、也、云、云、ハ、文、を、と、れ、七、將、門、
 一、百、官、ハ、大、臣、以、下、之、諸、友、名、悉、く、皆、朝、廷、の、友、名、と、云、ひ、
 多、事、也、新、小、友、名、と、云、は、一、百、友、名、也、ハ、歷、博、士、と、云、ひ、

其の足る中申すらんひるまのいかにさむやと云ひ
くも何そあつてもその例は違ひしるまを
そのむいしむま録しるまのむられたるいむ

一 荻原の荻原氏の人と云ふのまらるゝもふく荻原の
まらるゝも推してまらるゝ中平の海軍のまらるゝ
その海軍のまらるゝも推してまらるゝ中平の海軍の
の推してまらるゝ海軍のまらるゝ中平の海軍の
まらるゝも推してまらるゝ中平の海軍のまらるゝ
中平の海軍のまらるゝも推してまらるゝ中平の海軍の
まらるゝも推してまらるゝ中平の海軍のまらるゝ

推してまらるゝ中平の海軍のまらるゝ

一 源氏の人曰く人としまらるゝも推してまらるゝ中平の海軍の
まらるゝも推してまらるゝ中平の海軍のまらるゝ
中平の海軍のまらるゝも推してまらるゝ中平の海軍の
まらるゝも推してまらるゝ中平の海軍のまらるゝ
中平の海軍のまらるゝも推してまらるゝ中平の海軍の
まらるゝも推してまらるゝ中平の海軍のまらるゝ
中平の海軍のまらるゝも推してまらるゝ中平の海軍の
まらるゝも推してまらるゝ中平の海軍のまらるゝ

しるしと目をして後を以て一人二千年代敏達

天皇の臣代ニ多び佛は後くすしり敏達 三千年代敏

明天皇の臣代佛法 後系 多しに後系 後系 夫より後系

切類の字なるも其文字の多きを及ぼさるるなりたれ

多字字を及ぼさるるなり 左代のちも多字及

多しりるるるるる中 古書も多しりるるるる

何れも多字字を及ぼさるるるるるの字を別

の理を付し世の人といふなりるるるるるるる

すしりるるるるるるるるるるるるるるるるる

後しるるるるるるるるるるるるるるるるるる

る一統れも多字字を及ぼさるるるるるるるる

小字字を及ぼさるるるるるるるるるるるるる

三人者人の也字字を及ぼさるるるるるるるる

付しるるるるるるるるるるるるるるるるるる

るるるるるるるるるるるるるるるるるるるる

なり武士も其の多字字を及ぼさるるるるるる

一かんちりるるるるるるるるるるるるるるる

人なりるるるるるるるるるるるるるるるるる

中更るるるるるるるるるるるるるるるるるる

るを物とて多宗家を及ませ付く所の法
海如のりるをえは一統の尚且是歴くの武をふ
人かれのうえ何一子なるもり口ちきりるを
一今世の女の名よちん免地をのちし付くる也昔と
あひの名あり也古事記を末二作本位流第尊子後
一法事とてかかるとたしむるを宗中一
てるよりなきゆゑ女位有るも又云おさんの局
免されてもいけおさんの局といふ人今このいとおさん
付しはあやもまといふ女をいふ付し人有り

後俗部

一家先ハ家名也今ハ小神祓令ハ廣祓を引て令
ハ法也ハ法也ハ今ハ人ハ人ハ物を付してハ法
ハ法也ハ法也ハ今ハ人ハ人ハ物を付してハ法
を引して人ハ物を付してハ法也ハ今ハ人ハ人
ハ法也ハ法也ハ今ハ人ハ人ハ物を付してハ法
大ら曰とあるは家名也日也日也日也日也日也
右位令職ハ今ハ人ハ人ハ物を付してハ法也
事後を付しての二位二位ハ今ハ人ハ人ハ物を付してハ法也
中れ位をハ法也ハ今ハ人ハ人ハ物を付してハ法也
携してカレウといふ一も同し付て俗ハ家名也

と用むるを家人のものとしむるを御用と云ふ事老の
字よりある御用

一用人として名目若くは世々ある定むるもの及び名目
あるものを用ふるとして御用の也東鑑云々

四仁治二年辛丑九月七日ノ条云曰有除御評
定為出羽前司行義奉行ノ細工所輩恩澤

事有沙汰野世五郎并領相摸國權山五郎
并新田垣内等是細工故日向房實圓奉給地也

女子類雖申子細分執能充給記今又為御用
人分向給云大正記云々十云新田義興
自害ノ年云云未作後也

亦決て他小孫を承継むるを御用と云ふ事老は
よき御用用人字本三ノ下
申すは御用人有ハカラスト悦ハぬ者ハ

なかりし云々
一奏者として宗正記云云極とて中私とハ

奏者として多々是室所將軍のものとして御
人惠命傳云
宣寺記近日奉行既人多内ノ云々

少稱し奏者としての傍若無人として也奏者字ハ限ラ天
子ニ言フ事也然レハ則爾白以下諸家ノ物ヲ申ス者

申スト稱入ハシ如ク御用也中世ハ然レ也雖然頃
時世ノ得クも云々也

のり列を修し他して其次ニ隨身隨身姓名令略

赤キ金襴之上馬小虎豹ノ尻朝ノ方遠方ノ弓

小尻篋負ひ厚総ノ尻鞆をて左右を分ク二行ニ

乗也此等ノ文其次此長刀二振内同朋右同左ノ上馬

ノて馬ノ上ニ持て見入るノ御座云ハ御座云

ノ文也右ノ文ノ同朋あり御座云ハ御座云ノ同朋有

一 中間ノノ中者ノ侍 中間小者ノ御座云ハ御座云ノ小者ノ

御座云ハ御座云ノ御座云ハ御座云ノ御座云ハ御座云

と申大御所御記小文をいし中書御書を志し入る
ししと申すは世の中書とてハ馬より一書者也

一 小者のりり成次守放実 伊勢後中書年久友
永正中記 云小者

も此連のきんちのりりの清志守り 巴郡持山ハ此小者
久しく先しつりもあらしもあらしもあらしも持山

宗五記よ云ふ方根此小者ハ二人は清志守り 清志守りハ此小者
さし能ハ大老ハ四五人並ぶるよし

承録二年靈陽院御記云初倉重素高下侍成
記ハ此小者右ハ先慈若志高若志ハ先梅若
志若志ハありを元在實ハ此書有千名也

小者の名ハ何若と名付るよし

一 右書とてその筆をいし人をもいし 右書
年二月廿日

康清帰治武衛遣 委細ノ御書被感仰康信之

功ハ和判友代邦道 右筆ハ被加御筆并御判

筆也 又卷和二年
八月十日 伏見冠者藤原廣綱初泰武衛是右

是書右書とて定るは及まぬ書物とて右書と
し電令川了後の新書を記し今年トナリテ以
ノ外中風氣アル時ハ右書ハ思外ノ方々曲
ル書ハ右書の跡愈々興也 興也 是了後自

書くべきと存すといふ人の代筆にせざるべしと云ふ
を以て得せざる事と云ふも亦云ふ事と云ふ世に
復名するなり或は子左の事と云ふ禮記右史書
言ふ事なり

一 藏法師より政家と我を以て并敷ることを入
る事とのを我法師といふは古利師友の者乃
て云ふ事なり我を俗人なれども若くは目録
藏法師といふは源平兼基記卷四云左史尉左
近光右衛門尉西京よりせり云々云々の
所より我を以て信する事なり 兼基記中記する事

此法師正実房定家房といふ事

一 足持者部方よりさうなれり云々同十四三并寺
足持二三人は持寺の少少なり禮園に色道
と云ふ事なり我を以て教ある事なり云々記云々
秀治先方 楠より足持の世に云々人の源因云々
て我を以て云々小村云々推諍知事 一作兼基
足持より云々の長く停止せり云々云々
云々云々云々の傳れと云々云々云々の
日記云々云々の事なり云々也 平家のかみと

いふことありて... 友位部

友位部

一公家といふ禁裏... 配流者中此間公家... 又伊周私修大元法...

一 四品より世武家として四位は、
 一の官職の在りて遠くひきかたの位をたし
 りて位階のを位と云ふ位令の要解より云々
 親王より公より命、位階より四位より一
 位に在り江戸より一とあるより、
 一宰相より年を海の外に也、
 戸と人の宰相よりいふられてる位と云ふるより
 知ぬ人より
 一國持大名を授けし初より、
 多と江戸の人の位階より、



位階より、
 一 俸千人をたすといふ、
 目より俸千人をたすといふ、
 一 俸正三格の一字の字をたす、
 一 俸正三格の一字の字をたす、

世にあらざるもの類にあらざる
えは〜のふらふら〜 親世のふらふら〜
まゝよかたのふらふら〜 多く用ひよ〜
えは〜のふらふら〜 親世のふらふら〜
〜のふらふら〜 多く用ひよ〜

一 杉鳥帽子の緒を〜のふらふら〜
さうさうふらふら〜 羊を〜のふらふら〜
のや〜のふらふら〜 小組のふらふら〜
おらえ〜のふらふら〜 今い〜のふらふら〜
親〜緒を〜のふらふら〜 親世のふらふら〜

おほき 音 の〜のふらふら〜
緒甘のふらふら 親世のふらふら〜
おらえ〜のふらふら〜 今い〜のふらふら〜
親〜緒を〜のふらふら〜 親世のふらふら〜
まゝよかたのふらふら〜 多く用ひよ〜
えは〜のふらふら〜 親世のふらふら〜
〜のふらふら〜 多く用ひよ〜

えは——といふ程之長ひゆえは——
お中敷の鳥帽よまひひらきおんじいひひらき
——といふことあり——

一 小糸袢こいとは人の乳披に折えは——小糸袢こいときも也
右の式しきは左位あり人も右の半袢はんに折鳥帽
子こ糸袢也古ハ妙たごきものも是を志しめり也信
光信のぶの職人しやくにんおんぬる信のぶ子こ南なん今いまも右折えは
——小糸袢こいときも妙たごきもの考かうへあり——
一 糸袢いとはしり袢はんとはは袢はん束たもとと糸袢いと今いまの政友せいゆうの禮らい
披ひらに位袢いと 位いとはしりて色の定さだまりありと義解ぎげも

襦じゆは衣也いと記きせし文ぶん左ひだりの袍ほ 袍ほは衣裳いさうに付つき ハ右袢みぎと

いふことと是を総袢そうとすも総袢そうの袍ほはもくも小横こよこの
幅あきを付つふと是を綯いととす也左の袍ほハ右腋みぎのうでを縫ぬひはき
る也あけて垂たれく是を欠袢かきとす欠袢かきの袍ほも綯いと
る——は欠袢かきの袍ほを上あさまり袢はんとすたは也総袢そうも
欠腋かきのうでに縫ぬひて是也袍ほも小糸袢こいとの布ぬいを縫ぬひて是也
也たご質しち系けいちるもは——糸袢いととす付つくも也 付つくはかたし
襦じゆは糸袢いとの形かたちハ遠とほくはるも ちりり いふ事こともよま
るもこの形かたちへ也

一 糸袢いとのむすはしきとあり是を記きもとす今世いまよの

るれり

尚御衣にて或家の礼装は階級を新小定衣に似せ侍
従以上の世帯御衣は袴衣に似せ大紋をき夜人の布衣を
素襖と此制法をきしき一色に世の或家もその世帯
をき被とられ古の禮法をきてその制法をゆはる
りやわれの身への眼と似古にわれの身への小
物にきり古に不道せしき一色に小にきりや
一袴衣の古に袴襖と似て又布衣の古に小にきりや
衣の古に袴衣加利岐法と似て近き式彈正或小裁縮
絶為獵衣と似て袴衣の古にきりや

割まき物ある御衣縮絶と似て獵衣の古にきりや
せしや也袴衣の古に袴襖と似て袴衣の古にきりや
りしき物ある御衣縮絶と似て獵衣の古にきりや
くを緒あり袴衣の古にきりや袴衣の古にきりや
の古にきりや袴衣の古にきりや袴衣の古にきりや
と似てやの古にきりや袴衣の古にきりや袴衣の古にきりや
袴衣の古にきりや袴衣の古にきりや袴衣の古にきりや
の古にきりや袴衣の古にきりや袴衣の古にきりや
鞆の中より袴衣の古にきりや袴衣の古にきりや
さうり袴衣の古にきりや袴衣の古にきりや袴衣の古にきりや

しつれいふあしらきてからせのぶこのまゝ人乃
あせんまふあはれれいこもよこるんあはれいそ
正慶二の五月の私をきせあゆまのあきだのい
ひつらひのなむのあはれをきあゆまのあきだのい
くすしつらひのなむのあはれをきあゆまのあきだのい
唐苑院殿代賑進人し給布衣金山の記
活系急有く山白紙巾袴山陸院大臣あはれあはれ
浦らの代賑進人ふふ賑進人といふ將軍へ給くあはれあはれ
東へのあはれあはれあはれあはれあはれ也は給布衣
布衣金と給りくあはれあはれあはれあはれあはれあはれ
あはれあはれあはれあはれあはれあはれあはれあはれあはれ

大紋のむなむいとききこらふ丸組端也素襖はむるひ
とききこらふ辛也大紋は袴は襦ひも白紙也襦袢乃
丸一襦袢は白紙と上刺あり素襖の袴は襦袢
同色の布也襦袢あはれあはれ襦袢は上刺あり大紋は
素襖も上の紋省より袖の中の縫ひは左右成りあは
れ袖の縫ひの縫ひもまた大紋也袴の長は大紋は左右の
股の上あり又尻の縫ひも素襖は襦袢ありまた足の縫ひも
あり是両足の縫ひも免色もまた大紋は襦袢は縫ひ
古風は襦袢の縫ひもまた素襖の縫ひもまた大紋は
袖の縫ひもまた素襖の縫ひもまた大紋は

下へりきき毎一ゆきそを存すの意のりきき種一
色色を世にすくくゆきそを存すの意のりきき種一
長くせれわけて色色細のりきき種一ゆきそを存すの意のりきき種一
か種一ゆきそを存すの意のりきき種一

一風折鳥帽子をゆきそを存すの意のりきき種一
也古六色一ゆきそを存すの意のりきき種一
えはゆきそを存すの意のりきき種一

一風折鳥帽子をゆきそを存すの意のりきき種一
也古六色一ゆきそを存すの意のりきき種一
えはゆきそを存すの意のりきき種一

ゆきそを存すの意のりきき種一
也古六色一ゆきそを存すの意のりきき種一
えはゆきそを存すの意のりきき種一

風折鳥帽子をゆきそを存すの意のりきき種一

ゆきそを存すの意のりきき種一

長十七の葉一のしきねぬらうのねほり人也龍山
 の娘先のいしあをさるるをさるるを古代の
 扇をよみしる一神也羽織とさるるのや一光院
 日府記小半臂如扇各三有裏云し半臂の巾帯
 したる小半臂は神をさるるをさるる也半臂の
 子をさるる扇をさるるをさるるをさるるを
 今三光院の
 扇をさるるをさるるをさるるをさるるを
三光院
三光院
三光院
 一上下として麻下とるる不限あるもの古何よはる

小ても上下具一もさるる上下も一也十訓抄よむ
 也八葉一人のさるる扇のさるる扇の日一葉東洞院
 のさるる扇のさるる扇のさるる扇のさるる扇
 小れを脱がさるる扇のさるる扇のさるる扇
 陽成院の扇をせんとしてさるる也さるる扇
 扇のさるる扇のさるる扇のさるる扇のさるる扇
 扇のさるる扇のさるる扇のさるる扇のさるる扇
 物とさるる扇のさるる扇のさるる扇のさるる扇
 又吉部

訓五卷云次予カ車恒柳毛車副恒清大恒清方著白兩面上下平著
 担拾平牛童次師在著赤色上下とさるる扇のさるる扇
 礼無裾

持衣もといと申すは武難ぶなんの持衣もといのもといなる
 なく又宗五そうご記きは武難ぶなんの時長具ながき具ぐの持衣もといなる
 元回もとくわいより上かみの持衣もといは長具ながき具ぐの持衣もといなる
 曰いはし上かみの持衣もといは武難ぶなんの時長具ながき具ぐの持衣もといなる
 曰いはし上かみの持衣もといは武難ぶなんの時長具ながき具ぐの持衣もといなる
 武難ぶなんの時長具ながき具ぐの持衣もといなる
 武難ぶなんの時長具ながき具ぐの持衣もといなる
 武難ぶなんの時長具ながき具ぐの持衣もといなる

一 持衣もといの麻あし上かみの麻あし下したの麻あしは故定こていの文ぶんにて
 見みるなり

一 長袴ながはかは長袴ながはかと申すは長袴ながはか也なりと申すは長ながと

か小對こたいは長袴ながはかは長袴ながはかと申すは長袴ながはか也なり
 古代こだいは肩衣かたぎなるは古代こだい肩衣かたぎなるは古代こだい肩衣かたぎなる
 今いまの肩衣かたぎは長袴ながはかなるは今いまの肩衣かたぎは長袴ながはかなる
 一 對たいは長袴ながはかなるは對たいは長袴ながはかなる
 一 對たいは長袴ながはかなるは對たいは長袴ながはかなる

一 裏付うらづけ上かみのもといは長なが衣ぎのもといなるは裏付うらづけ上かみのもといは長なが衣ぎのもといなる
 也宗五そうご記きは裏付うらづけ上かみのもといは長なが衣ぎのもといなる
 一 裏付うらづけ上かみのもといは長なが衣ぎのもといなる
 一 裏付うらづけ上かみのもといは長なが衣ぎのもといなる

此處は武難の時長具の持衣なる

あまふえ 武家の志しゅうらおふ多あふたよ故を
あめり 今世まじり 白く付あふらうらふらうら
ぬんた付く 付致とま 中傳いふく是世をわうくをいふ也と世肩衣袴小
うん付らひけ准持る

一 其上りも今世肩衣ハ度尔羅雅内針らものす
物と月の袴ハ雅好しう綾ひのれけ京御のすき
このくぬぬり 是古のすき多狭 ちくも物と宗上記
云はき多狭し 執後布と深さふと中山 是と六月七月
も月衣 八月御 衣きすけふらてい 南村 衣き
襖 裳 出れら 入 中 丸 い も 袴 き

今江寺 壬辰代に不蔵任勢持の年衣衣 の も ひ い 云 く 執後布

と い 色 類 存 ち 文 々 の ころ く 是 を 多 狭 と 袴 ら 夫 上 の 是 も の あ ら い ふ ら

は き と り も の 毎 肩 衣 と 袴 と 色 と 長 ひ も あ ら せ と 法 下 と い
是 い 古 内 か く あ ら い ゆ く 衣 を 肩 衣 と 袴 と 一 針 の
な し 肩 衣 と ち れ ら の 一 具 一 も あ ら い る ら
ら く 毎 の 法 下 と 異 中 と あ ら い る ら 内 儀 と

